

揺るぎなく団結し、前へ！

「辺野古に新基地は造らせない」

「普天間基地は閉鎖・撤去」

あいち沖縄会議・ 具志堅邦子

はじめに

1996年4月12日に当時の橋本龍太郎首相とモンデール駐日大使が米海兵隊普天間基地（沖縄県宜野湾市）の全面返還の合意を発表して今年で20年目を迎えました。

米軍が上陸用の作戦地図をつくるために撮影した写真も残されていますが、普天間基地のある宜野湾市は「じのーんどーむら」と呼ばれ、戦禍に巻き込まれなければ、本来は家屋や学校、役場、サトウキビ畑にサツマイモ畑の広がる丘陵地で、見事な松並木のある穏やかな集落でした。戦争で住民が避難、あるいは捕虜として収容所に入られている間に米軍がブルドーザーで地ならしし、強奪したのが普天間基地です。



1910年ごろ

(写真集「じのーんどーむら」より)



翁長知事は「普天間飛行場は私たちが差し出したわけではないのに、代替場所を沖縄から出せというのは日本の政治の墮落だ」と繰り返し述べています。4月10日に普天間基地の大山ゲート前で行われた「返還合意20年普天間大集会」でヘリ基地反対協議会の安次富浩氏は「変わらない現状に対して煮えたる怒りが、それぞれに巻き起こっている」「平和に対する強い気持ちを持ち、基地撤去、新基地

建設阻止の声を県内各地であげてきた。今後もしっかりと、力強く言い続けなければならない」「そうした闘いが、普天間基地固定化をさせないことに繋がる」「20年かかって、保革を超えたオール沖縄が誕生した」「安倍政権にあらためて考え直させ次の

政権を登壇させよう」と訴えています。

辺野古代執行訴訟「和解」の意味

辺野古新基地建設のための、「公有水面埋め立て承認取り消し」を巡る代執行訴訟は、県の敗訴が大方の予想でした。もともと米軍基地や原発などの国策訴訟は、国側が勝つ場合がほとんどだからです。しかも今回は、行政寄りと言われる多見谷寿郎氏（57歳）が、代執行訴訟が提起されるわずか18日前に、東京地裁立川支部の総括判事（裁判長）から慌ただしく福岡高裁那覇支部長に異動しています。政府も自らの勝利を確信した人事であったはず

です。ところが裁判長は、異例の「和解案」を提示しました。「裁判の取り下げと工事の中止」という国側に不利な内容から、難色を示していた国が、3月4日突然、和解に応じたため、様々な思惑が流布しました。不安材料となっているのが「和解条項9項」の「判決確定後は、直ちに、同判決に従い、同主文およびそれを導く理由の趣旨に沿った手続きを実施するとともに、その後も同趣旨に従って互いに協力して誠実に対応することを相互に確約する」との文言です。

県が是正指示の裁判に敗訴した場合は、判決にすべて従わなければならないのではないかと、抵抗の術を奪われるのではないかと受け取れるからです。そのため、翁長知事への批判や、意図的にオール沖縄分断に利用する情報も流されました。

しかし常に重要なのは、「辺野古に新基地を造らせない」私たちの意思と、その思いへの揺るぎない信頼と団結です。それは、裁判で拘束されるものではありません。

極めて明快な回答が、辺野古阻止行動を支援している金高望弁護士のプログに見ることが出来ます。少し長い引用になりますが追ってみます。

今回の「和解」は「工事が止まるという点で、県が単に代執行訴訟で勝ったよりもさらに県に有利な内容であり、県にとってみれば100点満点を上回る勝訴的和解である。」としています。和解条項9項は、国が出した「是正の指示」の取消訴訟でた判決の結論に誠実に従うことを確認したもので、県が勝てば、仲井真前知事の埋立承認は完全に効力を喪失する。国はこれ以上とる手立てではなく、新基地建設は頓挫する。敗訴した場合も、仲井真前知事の埋立承認が復活するだけです。新たな問題が生じた場合は承認の「撤回」ができる。そうでないと、国は埋立の過程でどんな違法を犯しても取り締まれないということになる。また、将来の設計変更の

承認申請に対し、知事が全て承認を約束することもあり得ない。それぞれの申請に対し、環境への影響等を審査して判断するのは当然である。『福岡高裁那覇支部は和解案提示の際、「仮に本件訴訟で国が勝ったとしても、さらに今後、埋め立て承認の撤回がなされたり、設計変更に伴う変更承認が必要となったりすることが予想され、延々と法廷闘争が続く可能性があり、それら全てで勝ち続ける保証はない。むしろ後者については、知事の広範な裁量が認められて敗訴するリスクは高い。」と指摘している。法律実務家であれば、誰しもがそう考える内容だと思うが、高等裁判所は明確にこの点を忠告した。』

「沖縄県知事と名護市長がぶれない限り、辺野古新基地は絶対にできない。追い詰められているのは、国の方である。」

和解の意味は以上の通りです。

オール沖縄からオールジャパンへ

つまるところ、行政寄りと云われる裁判長でさえ、翁長知事、稲嶺名護市長の口頭弁論を聞き、これ以上、一方的に基地負担を沖縄に強いることを、国の在り方として問わざるを得なかったのではないだろうか。和解勧告には「本来あるべき姿としては、沖縄を含めオールジャパンで最善の解決策を合意して、米国に協力を求めるべきである。」と記されているのである。

さらに付け加えておきたいのは、安倍政権の法の軽視である。1999年の地方自治法改正で「国と地方公共団体は対等・協力の関係」とされているのに、国がそれを鑑みることなく「是正指示」「違法確認請求訴訟」の手続きを飛ばして、極めて権力的な制度である代執行訴訟を起こした。

裁判長は、国が飛ばした手続きを「法廷受諾義務の処理において特に求められるものである」として、和解勧告の初めて国をたしなめている。

それにしても、閣議決定までして代執行訴訟を提起した国の強権的政治姿勢は許せない。安全保障関連法（戦争法）を強行採決した暴挙に通じます。いま全国で「安保法制（戦争法）廃止」と「辺野古新基地建設反対」を掲げた集会やデモが繰り広げられています。そもそも「安全保障」とは何か。

憲法と沖縄

沖縄タイムスの記事によると、若い憲法学者、木村草太氏は「沖縄で憲法を考える」（主催・沖縄タイムス社、連合沖縄）と題した講演会で「辺野古の問題は、さまざまな問題を含んでおり、統治機構を

考えるきっかけになる。沖縄だけに基地負担を押し付けることは、憲法的に差別されているという議論に行き着くのではないか。統治機構の問題は、沖縄から考えなければならない。日本全体の人権・統治機構の議論を深化させることにもなるだろう。」と述べています。

統治機構の問題については、ちょうど秘密保全法に反対する愛知の会4周年総会が行われ『憲法から考える「安全」と「安心」』の演題で森秀樹氏の記念講演がありました。

学術的な内容で多義的でしたが、私自身は沖縄に負わされた基地負担と、そこから派生する人権侵害を念頭に、耳を傾けていました。

主観的で際限のない「安心」を求めて、人権と自由を圧殺する「安心のファシズム」が、日米安保条約のもと、まさに沖縄で続いている。政府は本土から目が届きにくいことや内在する沖縄差別を利用して、今も「辺野古が唯一」と平気である。

講演では、憲法に由来する権利としての「安全」 safety と「将来の不安に対する統治システム」としての「安心」 Security System について、『統治・政府の任務としての Security は、本来は、具体的な個々の人間の生命・生存・生活の確保・維持・発展を現実にはかることで構築する「安心」のシステムのことであり、本来は生きて生活する人々の場である生活世界のところで、その保障のあり方を構築するべきである。この原点を離れると、根拠薄弱な「不安」を理由に過剰な「安心」を求めて、非合理的・非人間的 security システムを追及することになりやすい。』と結んでいます。まさにいま安倍政権は、民衆の不安を煽り非合理的・非人間的システムへと暴走し、日本全体を「安心のファシズム」で統治しようとしています。

いよいよ、日本本土から沖縄を手繰り寄せて憲法と民主主義の土俵で「辺野古に新基地を造らせない」「普天間基地は閉鎖・撤去」へと解決へ向けた行動と同時に、日米安保条約・日本の安全保障の議論を深めなければならない。

沖縄の海兵隊は抑止力にはならないし、自衛隊が宮古島等、南西諸島に配備した地对空誘導弾パトリオット（PAC3）は飛んでいるミサイルを迎え撃つことなど不可能である。

武力に依らない「安全保障」の構築に向けて、相互に補い、揺るぎなく団結し前へ！